

年度限定保育事業のご案内

「年度限定保育事業」は、認可保育所等の空きスペースや余裕のある保育室を活用して、保育所等を利用できず保留となった1・2歳児を1年度限定でお預かりする事業です。

横浜保育室の利用と併せて、この事業の利用もご検討ください。

1 事業の概要 (受け入れできる児童の年齢や保育時間、利用料などは、実施施設ごとに異なります。)

区分	内容
対象児童	<p>この事業を利用できるのは、保育所等の利用申請を行い、利用調整の結果、保育所等を利用できず保留となった1・2歳児で、次の(1)(2)(3)いずれも該当する方です。</p> <p>(1) 横浜市内在住の方 ※保育士、看護師等の資格を有しており、横浜市の待機児童の対策に資する施設・事業や保育施策・事業で保育業務に従事している場合には、横浜市外在住の方も利用できます。</p> <p>(2) 利用期間中も保護者のいずれもが「保育の必要性の認定基準」を満たす方</p> <p>(3) 利用期間中も「保留」である方 次の場合は、利用の継続ができません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>ア 本事業を利用中に利用申請の「取下げ」を行った場合 イ 保育所等に内定した場合 (※) ウ 育児休業から復職しなかった場合 〔 利用開始月末までに育児休業を終了し、復職する必要があります。 〕 〔 期間内に復職しなかった場合は、利用継続ができず退所となります。 〕</p></div> <p>※年度途中でも利用申請の内容をお住まいの区の区役所こども家庭支援課で変更できます。 例えば、「他園に内定ができた場合に年度限定保育事業をやめてでも行きたい園のみに変更する」・「年度限定保育事業で通っている園のみに変更する」こともできますので、変更を希望する方は、各月の締切日までにお住まいの区の区役所こども家庭支援課に変更の申請をしてください。</p>
利用期間	<p>令和5年度末(2024年3月末日)まで 利用期間内であっても、給付認定決定通知書に記載されている認定有効期間が終了した場合には、利用を継続できません。 (例)求職中の方の認定有効期間は3か月のため、年度限定保育事業を利用できる期間は、認定開始から3か月以内となります。</p>
申込方法	<p>実施施設へ直接申込み 《必要書類》 (1) 年度限定保育事業利用申請書(第16号様式) (2) 令和5年度の施設・事業利用調整結果(保留)通知書の写し (3) 【両面】給付認定決定通知書の写し(有効期間に利用開始日が含まれるもの)(※) (4) (該当者のみ)多子減免届出書(第17号様式) (5) その他、実施保育所が求める書類 ※負担区分が適用期間外の方は「市民税・県民税課税(非課税)証明書」など税の負担額がわかる書類の写しをご提出いただきます。</p>
申込受付期間	<p>受付開始：令和5年3月9日(木) 受付締切：令和5年3月16日(木) 必着 (その後空きがある場合は随時受付) ※先着順ではありません。</p>
利用の決定	<p>利用申込者数が、実施施設で設定する受入枠を超えた場合には、実施施設において利用の可否を決定(※)します。 <u>令和5年3月20日(月)頃までに申込施設から保護者へご連絡します。</u> ※実施施設には保育の必要性などを考慮し、決定していただくようお願いしています。 また、待機児童対策として喫緊の課題となっている保育人材の確保に対する取組として、横浜市内の保育所等で働く保育士、看護師等のお子さん(市外在住を含む)を対象に優先的に利用決定していただくようお願いしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>

区分	内容																																										
実施施設	<p>横浜市のホームページでご確認ください。 実施施設の情報は随時更新しています。</p> <p style="text-align: right;">▷横浜市ホームページより検索</p> <div style="text-align: center;"> <input type="text" value="検索"/> <input type="text" value="年度限定保育事業のご案内"/> </div> 																																										
月額利用料	<p>実施施設へ直接支払い 実施施設が定める基本保育料（11時間）の時間帯における利用者負担額の上限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基本保育利用料 (上限)</th> <th rowspan="2">給付認定決定通知書の 負担区分</th> <th rowspan="2">基本保育利用料</th> <th colspan="2">多子減免対象児童の 基本保育利用料</th> </tr> <tr> <th>第2子</th> <th>第3子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>A～B</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C～D 2 (E 0～E 5を含む)</td> <td>10,000円</td> <td>5,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>D 3～D 5</td> <td>20,000円</td> <td>10,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>D 6～D 8</td> <td>30,000円</td> <td>15,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>D 9～D 11</td> <td>40,000円</td> <td>20,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>D 12～D 14</td> <td>50,000円</td> <td>25,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>D 15～D 27</td> <td>60,000円</td> <td>30,000円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・市民税非課税世帯（負担区分：A～B）の方は幼児教育・保育無償化の対象となり、負担額が0円となります。なお、施設等利用費を実施施設が代理受領します。</p> <p>・利用開始時に決定した保育料は、原則年度途中の変更はありません。ただし、市民税額の年度更新に伴い、新たに無償化となる方、無償化でなくなる方については9月に変更します。7月ごろに実施施設から書類の提出依頼がありますので、対象の方は必要書類の提出をお願いします。</p>	基本保育利用料 (上限)	給付認定決定通知書の 負担区分	基本保育利用料	多子減免対象児童の 基本保育利用料		第2子	第3子		A～B	0円	0円	0円		C～D 2 (E 0～E 5を含む)	10,000円	5,000円	0円		D 3～D 5	20,000円	10,000円	0円		D 6～D 8	30,000円	15,000円	0円		D 9～D 11	40,000円	20,000円	0円		D 12～D 14	50,000円	25,000円	0円		D 15～D 27	60,000円	30,000円	0円
基本保育利用料 (上限)	給付認定決定通知書の 負担区分				基本保育利用料	多子減免対象児童の 基本保育利用料																																					
		第2子	第3子																																								
	A～B	0円	0円	0円																																							
	C～D 2 (E 0～E 5を含む)	10,000円	5,000円	0円																																							
	D 3～D 5	20,000円	10,000円	0円																																							
	D 6～D 8	30,000円	15,000円	0円																																							
	D 9～D 11	40,000円	20,000円	0円																																							
	D 12～D 14	50,000円	25,000円	0円																																							
	D 15～D 27	60,000円	30,000円	0円																																							
延長保育料 間食代 夕食代	<p>延長保育を利用する場合は、別途延長保育料をご負担いただきます。</p> <p>また、利用する時間帯により、間食（おやつ）、夕食を提供しますので、その場合は、間食代、夕食代を実費負担していただきます。具体的な延長保育料、間食代、夕食代については、実施施設にお問い合わせください。</p> <p>幼児教育・保育の無償化は「基本保育料」のみが対象です。延長保育料や間食代、夕食代は対象になりません。</p>																																										
認可保育所等の 利用調整	<p>令和5年度の利用調整で保留となった方は、「<u>取下げ</u>」をしない限り、同一年度の3月まで利用調整の対象となります。同一年度中は利用調整時に「調整指数+1」として優先順位を定めますので、利用開始後、速やかに在園証明書をお住まいの区の区役所こども家庭支援課に提出してください。</p> <p>令和6年度（2024年度）の認可保育所等の利用申請時に、「調整指数+5」を適用し、優先順位を定めます。利用申請時に、在園証明書をお住まいの区の区役所にご提出ください。なお、調整指数の適用については、令和6年度（2024年度）の入所の利用調整における基準日に準じます。</p>																																										

2 その他

- (1) 給付認定決定通知書に記載されている内容に変更がある場合は、お住まいの区の区役所こども家庭支援課で「認定変更」の手続きが必要です。手続き後に交付される「給付認定変更決定通知書」の写しを実施施設に提出してください。
 ※「求職中」で利用し、仕事が内定または就労を開始した方は、区役所に「就労（予定）証明書」の提出が必要です。
 区役所に提出した書類の写しを実施施設に提出してください。
- (2) 「育児休業から復職」で利用する場合には、復職後、2週間以内に「復職証明書」等（区役所に提出した書類の写しでも可）を実施施設に提出してください。
- (3) 利用期間内に保護者が育児休業を取得した場合は、保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、児童福祉の観点から当該事業を引き続き利用することが適当と認められる場合において育児休業中も継続してご利用いただけます。なお、年度限定保育事業から利用調整を経て認可保育所（同一含む）を利用することになった場合は、利用開始月末までに育児休業を終了し、復職する必要があります。
- (4) 年度限定保育事業を利用されるお子さんよりも、年齢が下のきょうだい児が、利用調整を経て認可保育所等を利用することになった場合は、下のお子さんの利用料が軽減されます。4月1日までに認可保育所等の所在区の区役所こども家庭支援課に「きょうだい児多子軽減届出書（裏：在籍等証明書）」を提出してください。